

令和6年度「長崎っ子の心を見つめる教育週間」実施要項

長崎県教育委員会

1 趣 旨

本県では、平成16年から本教育週間を開始し、これまですべての公立学校で教育活動を公開する教育週間の実施を通して、学校と保護者や地域住民が連携し、「地域の子どもは地域ではぐくむ」という気運を高め、大きな成果を上げてきた。

昨今、デジタル化の進展やアフターコロナの社会において、児童生徒を取り巻く生活環境が大きく変容する中、様々な変化にも対応できるよう、生きる力を育んでいくことが大切であり、“いのちを輝かせて生きる心豊かな長崎っ子の育成”を目指す本県教育の特色あるこの取組を、より一層児童生徒の一人一人の心に寄り添いながら推進する。

2 期 間

令和6年5月から11月の間で各学校が設定する一定期間とし、県立学校は学校長、小中学校は各市町教育委員会が前期（5月～7月）、後期（9月～11月）のいずれかの実施の判断をする。

3 目 的

- ◎ いのちを輝かせて生きる、心豊かな長崎っ子の育成を図る。
 - 命を大切にする心や思いやりの心の育成
 - あこがれや将来への志の育成
 - あいさつやマナーの向上

4 令和6年度重点目標

学校、家庭、地域住民が連携して、児童生徒が「いのちを輝かせて生きようとする心情」を育むとともに、情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を活用し、情報モラルについての理解を深める。

5 すべての学校で取り組む5項目

- ① 「命に関する講話」等を通して、かけがえのない命を大切にする心情を育む。
- ② 本教育週間の取組について、家庭・地域・関係機関等と連携して企画し、運営にあたる。
- ③ 情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を活用した情報モラルの学びを通して、相手の立場に立った言動などを大切にする心情を育む。
- ④ 話し合いや学びの場を通して、「いじめ（SNSによる誹謗中傷等を含む）はどんな理由があってもいけないことだ」という意識を育む。
- ⑤ 「道徳の授業」、高等学校及び特別支援学校高等部にあつては「道徳教育に関わる教育活動」を全学級で公開する。

※ 上記5項目の他、別紙「その他の本教育週間に係る学校の取組例」も参考にして各学校で取り組む。

6 各市町教育委員会の取組

- (1) 域内の小・中学校と連絡調整して、教育週間の期間を設定する。
- (2) 市町一斉の学校公開に対する支援、地域等への学校参観の呼びかけを行う。
- (3) 家庭教育フォーラム、講演会、土日の親子ボランティア活動等を実施する。
- (4) 市町のホームページや回覧板等で、本教育週間の広報・啓発等を行う。

7 県教育委員会における取組

- (1) 市町教育委員会及び学校に対して、具体的取組例や実施上の留意事項等を示すなど、充実した活動にするための支援を行う。
- (2) 本教育週間の広報・啓発等を実施し、県民を挙げて子どもの健全育成を推進する。
- (3) 「SNSノート・ながさき」を活用した取組に係るアンケートを実施し、効果検証を行い情報モラル教育の充実を図る。

8 留意事項

- (1) 別添「安全対策要領」を参照し、安全対策の徹底を図る。
- (2) 学校・家庭・地域・関係機関が連携し社会総がかりで子どもを育成するためには、地域で育む子ども像である「子どもへのメッセージ」や目指す地域像を、地域全体で共有化する必要がある。そのためには、各学校のホームページに掲載するなど、道徳教育全体計画に係る内容の周知の仕方や本教育週間の企画・運営・広報の仕方等を見直し、より多くの方に足を運んでいただけるよう工夫する。

9 報 告

- (1) 市町教育委員会
 - ・管下の各学校の「教育週間における取組」については、「教育週間の実施状況」を前期実施の場合は8月2日（金）、後期実施の場合は12月6日（金）までに別途依頼する様式で県教育委員会へ報告する。
- (2) 県立学校
 - ・「教育週間における取組」については、「教育週間の実施状況」を前期実施の場合は8月2日（金）、後期実施の場合は12月6日（金）までに別途依頼する様式で県教育委員会へ報告する。

※ 県教育委員会への実施計画の報告は行わないが、「実施状況調査」報告の際に、実施した取組内容を報告する。

なお、学校が設定した一定期間以外の期間に、本週間の趣旨に合致した取組を行った場合にも、同様に実施したこととして上記報告書に記載する。

【参考】その他の本教育週間に係る学校の取組例

- (1) 教科や特別活動など道徳の授業以外の学習でも、いのちを輝かせて生きようとする子どもの育成に係る取組を行う。
 - ・ 「子どもへのメッセージ（目指す子ども像）」に係る活動
 - ・ 長崎っ子さわやか運動
 - ①さわやかなあいさつ：明るく気持ちのよいあいさつをしよう。
 - ②さわやかな返事：元気な声で返事をしよう。
 - ③さわやかなマナー：学校や社会のルールを守り、人の役に立つ行いをしよう。
 - ④さわやかな服装：長崎っ子らしい品位を持ち、さわやかな服装を心がけよう。
 - ・ 高校生さわやか運動
 - ①さわやかなあいさつ：明るくさわやかにあいさつをしよう。
 - ②さわやかな服装：高校生らしい品位をもち、さわやかに制服を着よう。
 - ③さわやかなマナー：校則や社会のルールを守り、他人の迷惑になる行為はやめよう。
 - ・ 他校種と連携した合同授業や他校種の教師を招いての授業
 - ・ 地域の学校との合同マナーアップキャンペーン
 - ・ 薬物乱用防止教育
 - ・ サイバーセキュリティボランティアの活用
 - ・ 子どもたちの自尊感情を育む「望ましい人間関係を育む活動事例集」の活用
 - ・ 自殺予防教育における教材「晴れない心に気づいたら」の活用
- (2) 学校行事や地域行事等を積極的に活用し、地域の行事等に教職員や児童生徒、保護者がともに参加する取組を推進する。
 - ・ 外部講師を招聘した「命」に関する講話
 - ・ 豊かな人生経験を有する人材を活用した道徳の授業
 - ・ 「SDG s」や「ふるさと教育」等に関する総合的な学習や探究の時間における学習成果発表会等の取組
 - ・ 地域や外部人材による、子どもの心に響く優れた本の読み聞かせ
 - ・ キャリア教育の一環としての職業講話など、将来への「夢・憧れ・志」を育てる取組
 - ・ 地域の行事（ボランティア活動やスポーツ大会、共に語る会等）に参加し、教職員と児童生徒や保護者、地域住民が共に汗を流したり、憧れや将来への志について語り合ったりする活動
 - ・ P T Aや学校運営協議会、学校支援会議等と連携したあいさつ運動や地域クリーンアップ活動
 - ・ 関係機関と連携した命を守るための防災訓練（避難訓練、緊急引き渡し訓練等や救命救急訓練
- (3) 保護者に対しても情報モラルについて啓発する。
 - ・ 「SNSノート・ながさき（保護者用）」の活用を通して、学校と保護者が「情報モラル」や「フィルタリング及びペアレンタルコントロール等」について共通理解する場の設定
 - ・ 携帯電話等やゲームの過度の利用による健康被害の懸念やSNS等の利用に関する危険性についての指導や保護者への啓発活動
 - ・ メディア安全指導員や民間企業と連携した活動
 - ・ 「こどもまんなかメディアリテラシー向上事業」の学校メディア宣言に関する内容の実施
- (4) いじめ問題の改善に向けた取組を行う。
 - ・ 教育相談体制の充実を図るとともに、教職員のいじめに対する理解を深める場の設定
 - ・ 面談等を活用した保護者との情報共有
 - ・ 家庭や地域と連携した規範意識の向上を図る活動
- (5) 本教育週間以外でも、定期的に学校の教育活動を公開する。
 - ・ 保護者や地域住民に対する授業や学校行事等の公開